

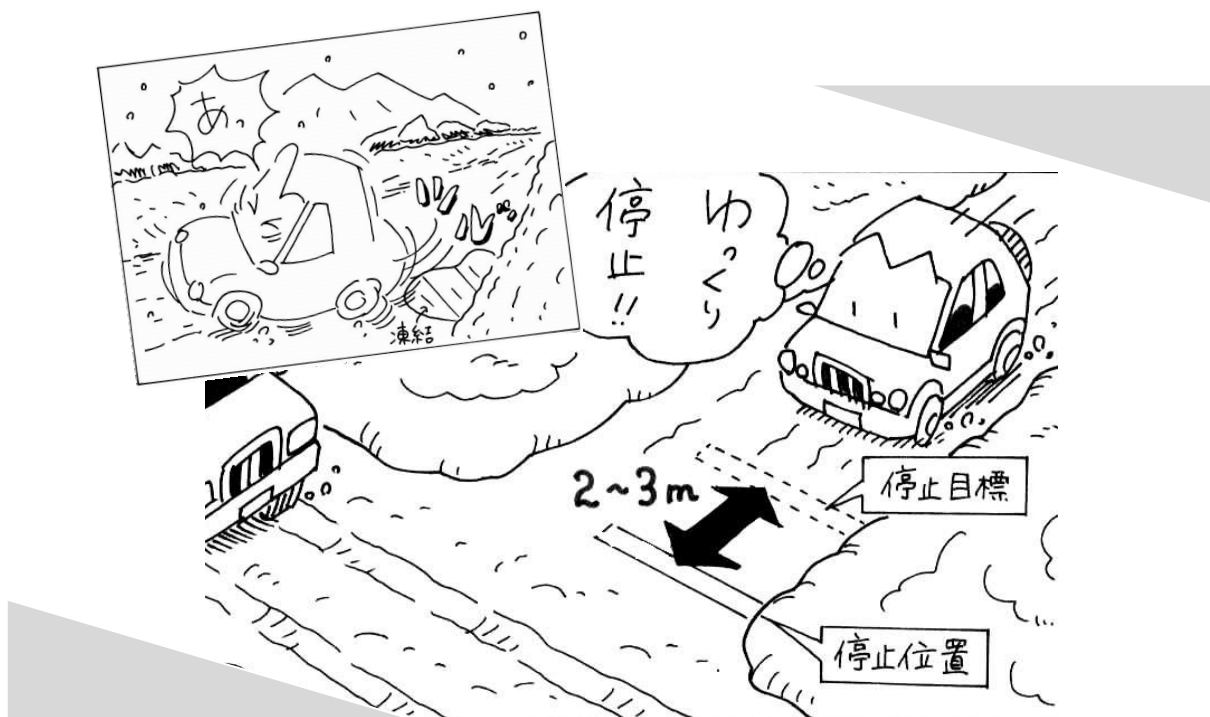


平成28年度

# 冬の交通安全県民運動

実施要綱

12月1日(木)～12月10日(土)



## 運動の重点

- 1 5分早めの行動で冬道の交通事故防止
- 2 早めのヘッドライト点灯の励行
- 3 高齢歩行者への思いやり運転の励行
- 4 飲酒運転の撲滅

主唱 山形県交通安全対策協議会

# 第1 目 的

県民一人ひとりに冬道の安全運転と飲酒運転の危険性について周知し、交通安全意識の高揚を図るとともに、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけることにより、交通事故防止の徹底を図る。

## 第2 運動の重点

冬季は積雪や路面凍結、悪天候時の視界不良等により道路環境が著しく悪化し交通事故が多発する時期である。特に、12月は交通死亡事故の発生も多く、去年は6人が亡くなり、うち3人が高齢者であった。

さらに、忘年会等飲酒の機会が多くなり、飲酒運転による交通事故の発生が懸念されることから、次の4点を重点として取り組む。

運動の重点	推 進 事 項
1 5分早めの行動で冬道の交通事故防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>○5分早めの行動で、ゆとり運転の実践</li> <li>○冬タイヤへの交換等、冬道装備の徹底</li> <li>○冬場は夏場の10キロスピードダウン運転や2倍の車間距離の確保</li> <li>○追突事故に遭わないため、ポンピングブレーキの積極的活用</li> </ul>
2 早めのヘッドライト点灯の励行	<ul style="list-style-type: none"> <li>○早めのヘッドライト点灯と対向車等がない時のハイビームの活用の徹底（※ロービームは40m先までしか照射できないがハイビームは100m先まで照射）</li> <li>○地吹雪や濃霧等、悪天候や視界不良時の昼間点灯の積極的活用</li> </ul>
3 高齢歩行者への思いやり運転の励行	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">歩行者</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>○道路を横断する時は、横断前と横断中の2度確認の励行</li> <li>○夕暮れ時からの外出は、運転者から目立つ明るい色の衣服と夜光反射材の着用の促進</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">運転者</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>○運転者は、横断歩道の手前では減速し、横断者がいる時は、必ず停止して歩行者を横断させる運転の実施</li> <li>○交通ルール（信号、一時停止等）の遵守</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">地 域</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>○高齢者に対する注意や呼び掛けを行い、地域ぐるみで高齢者を見守る環境づくりの実践</li> </ul>
4 飲酒運転の撲滅	<ul style="list-style-type: none"> <li>○飲酒運転を絶対に「しない、させない、許さない」意識の徹底</li> <li>○職場、家庭、地域から飲酒運転者を出さない広報啓発</li> </ul>

## 第3 各機関・団体の具体的重点推進事項

実施機関・団体	推 進 事 項
全 機 関 ・ 団 体 (共 通)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○推進会議の開催、運動の具体的実施計画の策定による推進体制の確立</li> <li>○広報活動の実施(チラシ、ポスター、社内・庁内放送、機関紙、有線放送、防災無線、広報車等)</li> <li>○5分早めの行動で、ゆとり運転の実践の呼びかけ</li> <li>○早めのヘッドライト点灯と対向車がない時はハイビームの積極的活用の呼びかけ徹底</li> <li>○横断歩道に横断者がいる時は、一時停止の徹底と思いやり運転の呼びかけ</li> <li>○後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底</li> <li>○職場、家庭、地域から飲酒運転者を出さない呼びかけの徹底</li> <li>○踏切直前での一時停止による安全確認の徹底</li> </ul>
県 ・ 市 町 村 (県・地区・市町村交対協を含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○高齢者に対する直接貼付活動等による夜光反射材の普及及び着用促進</li> <li>○飲食店、酒飯店を含む地域全体での飲酒運転撲滅運動の促進</li> </ul>
警 察	<ul style="list-style-type: none"> <li>○薄暮時に重点を置いた街頭活動の強化</li> <li>○幹線道路における交通指導取締り及び広報啓発活動の推進</li> <li>○大手スーパーの店内放送を活用した交通広報及び街頭における夜光反射材直接貼付活動の推進</li> <li>○飲酒運転撲滅に向けた恒常的な取締りと広報活動の推進</li> </ul>
教 育 委 員 会 幼 稚 園、保 育 園 小 ・ 中 ・ 高 等 学 校 P T A	<ul style="list-style-type: none"> <li>○冬期間における通学路等の安全点検及び登下校時における街頭指導</li> <li>○冬季の積雪、路面凍結等における安全な道路横断や歩行の具体的な指導</li> <li>○後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシート着用の義務・必要性及び着用効果の啓発・指導</li> </ul>

道路管理者	○通学路、事故多発地点での交通安全施設の点検・改善 ○冬季道路状況に即したパトロールの実施 ○適切な除雪による歩行者及び車両の安全・円滑な通行環境の確保
山形運輸支局	○「年末年始の輸送等に関する安全総点検」の指導並びに安全意識の高揚及び安全確保の周知徹底 ○積雪、凍結等の悪路、吹雪等の異常気象時における安全運行の指導
山形労働局	○「冬の労災をなくそう運動」の推進 ○「交通労働災害防止のためのガイドライン」(①交通労働災害防止のための管理体制の確立 ②適正な労働時間等の管理、走行管理 ③教育の実施 ④健康管理 ⑤交通労働災害防止に対する意識の高揚 ⑥荷主、元請による配慮)の周知徹底
交通安全協会	○「早めのヘッドライト点灯とスピードダウン」・「冬道の安全運転5則」の啓発指導 ○子ども、高齢者、自転車利用者等に対する「夜光反射材」の普及及び着用促進
安全運転管理者協会	○思いやりを増やして交通事故を減らす「山形スマートドライバー運動」の推進 ○夕方早めにヘッドライトを点灯し、「見るための光」と「見られるための光」という光のコミュニケーションで交通事故を減らす「おもいやりライト運動」の推進
指定自動車教習所協会	○「冬道の安全運転5則」の啓発指導 ○「高齢者の横断歩行中の交通事故防止」の啓発指導 ○飲酒運転の危険性、悲惨さの啓発指導 ○後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシート着用の義務・必要性及び着用効果についての指導
J R 東日本踏切道事故防止関係団体	○線路内への誤進入の防止など踏切の安全通行の指導広報の実施 ○踏切道保安設備の点検整備 ○除雪の徹底等による踏切設備の視認性及び安全通行の確保
トラック協会 バス協会 ハイヤー協会 ハイヤー・タクシー協会 自家用自動車協会 自動車販売店協会	○「冬道の安全運転5則」を遵守した安全運転指導 ○過労運転等防止のための適正な運行管理の徹底 ○過積載防止運動の推進
交通安全母の会	○冬道の安全運転や飲酒運転撲滅等を話題とする「交通安全家族会議」開催の推進
老人クラブ	○夕暮れ・夜間における「明るい色の衣服」、「夜光反射材の着用」の推進 ○各会合等における冬道の危険性を踏まえた安全な道路通行の呼び掛け
旅館ホテル、麺類飲食 料理飲食、縮商、社交飲食 各生活衛生同業組合、小売酒販組合連 合、酒造組合	○飲酒運転をする、または飲酒運転をする恐れのある者への酒類提供拒否の徹底 ○客等に対する飲酒運転の車への同乗が犯罪であることの広報啓発 ○客等に対する飲酒運転防止の提案(ハンドルキーパー、公共交通機関、タクシー、代行車利用、宿泊施設等利用)の促進

### 冬道の安全運転5則

- ① スピードは、夏場より10キロ以上減速する。
- ② 車間距離は、路面乾燥時の2倍以上とする。
- ③ 急加速、急ブレーキ、急ハンドル等の急激な操作を避ける。
- ④ 視界不良時は、前方をよく見て早めに徐行する。
- ⑤ 危険がいっぱい。追越しはしない。



交通安全「やさしさを のせて走ろう 山形路」県民運動

## 第4 活動強化の日

交通安全街頭指導強化の日：12月1日（木）・5日（月）

## 第5 実施機関・団体

山形県議会  
山形県教育委員会  
山形県警察  
各市区町村  
山形市長村  
山形市  
山形地方裁判所  
山形地方検察庁  
山形労働局  
国土交通省山形河川国道事務所  
国土交通省酒田河川国道事務所  
東北運輸局山形運輸支所  
自動車事故対策機構山形支所  
軽自動車検査協会山形事務所  
山形県交通安全協会  
山形県安全運転管理者協会  
山形県交通安全母の会連合会  
山形県高速道路交通安全協議会  
山形県指定自動車教習所協会  
自動車安全運転センター山形県事務所  
山形県道路利用者協議会  
山形県軽自動車協会  
山形県自動車団体連合会  
山形県二輪車普及安全協会  
東日本高速道路株式会社東北支社山形管理事務所  
東日本高速道路株式会社東北支社鶴岡管理事務所  
山形県自家用自動車協会  
山形県自動車販売店協会  
山形県トラック協会  
山形県バス協会  
山形県ハイヤー協会  
山形県ハイヤー・タクシー協会  
山形個人タクシー協同組合  
山形県レンタカー協会  
山形県サイクリング協会  
山形県自動車販売店交通安全対策推進協議会  
山形県地域交通安全活動推進委員連絡協議会  
山形県踏切道事故防止対策委員会  
山形県暴走族対策協議会  
山形県鉄道防犯連絡協議会連合会  
山形県自転車軽自動車商協同組合  
山形県自動車整備振興会  
山形県中古自動車販売協会  
日本自動車連盟山形支部  
東日本旅客鉄道株式会社山形支店  
NHK山形放送局  
山形放送局  
山形テレビ  
テレビユー山形  
さくらんぼテレビジョン  
山形新聞社  
朝日新聞社山形支局  
毎日新聞社山形支局  
読売新聞社山形支局  
日本経済新聞社山形支局  
産経新聞社山形支局  
河北新報社山形支局  
共同通信社山形支局  
時事通信社山形支局  
荘内日報社山形支局  
米澤新聞社  
山形県弁護士会  
山形県医師会  
日本赤十字社山形支部  
山形県消防協会  
山形県婦人連盟  
山形県老人クラブ連合会  
山形県労働基準協会連合会  
山形県社会福祉協議会  
山形県身体障害者福祉協会  
山形県身体障害者交通安全友の会  
国際ロータリー第2800地区  
ライオンズクラブ国際協会332-E地区  
日本青年会議所山形ブロック協議会  
山形県連合青年団  
山形県警友会連合会  
山形県警備業協会  
山形県PTA連合会  
山形県高等学校PTA連合会  
山形県連合小学校校長会  
山形県中学校校長会  
山形県高等学校校長会  
山形県特別支援学校校長会  
山形県私立中学高等学校協会  
山形県私立幼稚園・認定こども園協会  
山形県保育協議会  
山形県青少年育成県民会議  
山形県石油商業組合  
山形県農業協同組合中央会  
全国共済農業協同組合連合会山形県本部  
山形県商工会議所連合会  
山形県商工会連合会  
山形県中小企業団体中央会  
山形県中小企業協同組合  
山形県農機協会  
山形県建設業協会  
山形県骨材工業組合  
山形県建材業協会  
山形県木材産業協同組合  
山形県左官工業組合  
山形県旅館ホテル生活衛生同業組合  
山形県麺類飲食生活衛生同業組合  
山形県料理飲食生活衛生同業組合  
山形県鮪商生活衛生同業組合  
山形県社交飲食生活衛生同業組合  
山形県小売酒販組合連合会  
山形県酒造組合

(以上 108機関・団体)

### ●交通事故相談の窓口

県では、交通事故に遭ってお困りの方などを対象に、専門の相談員が次のとおり無料で相談をお受けしています。

[相談所]

名称・場所	日時
山形県交通事故相談所(山形県庁内) TEL023-630-3047(直通)	月曜日～金曜日
山形県交通事故相談所支所(庄内総合支庁内) TEL0235-66-5452(直通)	9:00～16:00

### ●夜光反射材効用体験「反射視認暗室テント」の貸出し

夜光反射材の効用を体験できる「反射視認暗室テント」の貸出しをしていますので、ご利用ください。

**お問合せ先**

山形県交通安全対策協議会(山形県くらし安心課内)  
TEL 023-630-2196

### ●高齢者交通安全教室のご案内

県内各地に出向き、歩行者教育システムを活用した交通安全教室を開催していますので、ご利用ください。

**お問合せ先**

山形県交通安全対策協議会(山形県くらし安心課内)  
TEL023-630-2196

### ●交通安全ゆとり号のご案内

自動車の運転に必要な注意力や判断力を診断する器材を搭載し、県内各地に出向いて安全運転のアドバイスをしていますので、ご利用ください。

**お問合せ先**

警察本部交通企画課  
TEL023-626-0110(内線5035)  
又は最寄りの警察署交通課

### ●歩行環境シミュレーター「わたりジョーズ君」のご案内

県内各地に出向き、パネルに写した映像を用いて車道横断の疑似体験を行い、安全な車道横断についてのアドバイスをしていますので、ご利用ください。

**お問合せ先**

警察本部交通企画課  
TEL023-626-0110(内線5035)  
又は最寄りの警察署交通課